

傍 聴 要 領

桑名市都市計画審議会

1. 傍聴定員等

- (1) 傍聴者の定員は、原則として 10 人以内とします。
- (2) 傍聴者には資料を配布します。

2. 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者の受付は、審議会開催予定時刻の 30 分前から 10 分前まで行います。
- (2) 傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選により決定します。
- (3) 傍聴者は受付にて住所・氏名を受付簿に記入し、「傍聴要領」を受け取り事務局の許可を受けたうえで、職員の指示に従い会場に入室してください。

3. 傍聴することができない方

次の事項にあてはまる方は、会議を傍聴できません。

- (1) 危険な物を所有している方
- (2) 酒気を帯びている方
- (3) 貼り紙、ビラ、プラカード、旗等を所持している方
- (4) 笛、太鼓その他楽器の類を所持している方
- (5) その他会議を妨害し、または他人に迷惑を及ぼすと認められる方

4. 傍聴者の守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、次の事項を守ってください。

- (1) 傍聴者は、傍聴席に着席すること。
- (2) 途中での入退場は原則として認めません。ただし、各議案審議終了後における退場は認めます。
- (3) 会議開催中は静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (4) 鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケンの類を着用し、または貼り紙、旗もしくは垂れ幕の類を掲げる等、示威的行為を行わないこと。
- (5) 飲食または喫煙をしないこと。
- (6) その他会議の公正、円滑な運営に支障となる行為を行わないこと。
- (7) 会場において、会長の許可なく会議の様態を撮影、録音等しないこと。

5. 会議の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議の傍聴にあたっては、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が 4 に定める事項を守らない場合は注意し、なおこれに従わなかったときは、会長の命により退場していただく場合があります。

この要領は平成 15 年 7 月 1 日から施行する。